平成２４年（再イ）第６３号
滋賀県高島市マキノ町新保535番地５
再生債務者　石田　　保
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第８９号
堺市西区堀上緑町２丁９番16号
再生債務者　岩名　典子（旧姓熊元）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１０９号
堺市中区八田北町590番地31
再生債務者　大崎　幸夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１５号
宮崎県都城市上水流町2367番地１Ｃ棟
再生債務者　坂下　義和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２４年（再イ）第１７０号
さいたま市岩槻区大字本宿189番地１
再生債務者　中村　昌平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２３９号
愛知県知多郡東浦町大字生路字浜田90番地
レインボー東浦石浜605号
再生債務者　星野　弘之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第９６号
宮城県名取市増田３丁目９番53―307号
再生債務者　齋藤　光司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第６号
宮城県白石市鷹巣東３丁目７番19号
再生債務者　安　　惠三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再イ）第１６号
山形県上山市高松1159番地３
再生債務者　岩瀬　政広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号
静岡県焼津市栄町１丁目８番６―702号　エンブル・ステーション焼津
再生債務者　亀崎　　卓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月12日
静岡地方裁判所民事第２部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 25 号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の変更について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 25 年３月 25 日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

１　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
２　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
３　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
４　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
５　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成18年８月10日
６　権利変換計画について軽微な変更をした年月日
平成25年３月15日

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 35 号

河川工事が次の通り完了したので独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 25 年３月 25 日　　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

特定公共施設の種類及び名称	工事完了の区間				工事の種類	工事の完了の日
一級河川入間川防災調節池事業	起点	A	右岸	飯能市大字大河原字大谷口888―１	防災調節池整備工事	平成25年３月25日
			左岸	飯能市大字大河原字大谷口889		
		B	右岸	飯能市大字大河原字金穴374		
			左岸	飯能市大字大河原字金穴378		
	終点	A	右岸	飯能市大字大河原字中里平845―１		
			左岸	飯能市大字大河原字殿屋敷910―イ		
		B	右岸	飯能市大字大河原字別所平264―１		
			左岸	飯能市大字大河原字中平502―イ		